

預金商品の概要 [後見支援預金]

平成31年1月4日現在

1. 商品名 (愛称)	後見支援預金 / 後見支援預金 (無利息型)
2. 販売対象	家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
3. 期間	期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 ①払戻し・・・入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金・・・自動振込等により、指定された間隔 (例えば3か月毎) で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息 (1) 適用金利	変動金利です。 毎日の普通預金の店頭表示の利率を適用します。 (後見支援預金 (無利息型) は、無利息)
(2) 利払方法	年2回 (3月、9月) の金庫所定の日 に元金に組み入れます。 ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
(3) 計算方法	1年を365日とする日割り計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息計算します。
(4) 税金	20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税。 (ただし、マル優の利用はできません) ※令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。
7. 手数料	管理手数料はかかりません。 為替手数料について定期送金は無料、出金および解約時において当金庫本支店宛は無料、他行庫宛は所定の手数料をいただきます。
8. 付加できる特約事項	指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。 ・無利息型後見支援預金は、預金保険制度の付保対象預金です。 ・「報告書・指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の所轄の家庭裁判所で行ってください。

《お取引上の制限事項》

- ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の受取、IB 契約はできません。
- ・ 本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。
- ・ 「総合口座」の取扱いはできません。
- ・ キャッシュカードは発行しません。
- ・ 通帳による ATM での利用はできません(窓口でのお取扱いに限定します)。
- ・ 現金でのお支払いはできません(管理口座への振替となります)。